

令和2年4月30日

保護者 各位

豊見城市教育委員会
教育長 照屋堅二
(公印省略)

令和2年度 市内小中学校の臨時休校の延長について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、本市の新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校措置へのご理解ご協力を深く感謝申し上げます。

さて、現在、沖縄県におきましては「緊急事態宣言」が発令中であり、継続して新型コロナウイルス感染拡大防止策を図る必要があることから市内小中学校の臨時休校措置を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様には多大なるご負担をおかけしておりますが、子どもたちの健康と安全を第一に考えた取組であることをご理解願います。

記

1. 臨時休校延長期日：令和2年5月20日(水)まで臨時休校
2. 学校再開日の5月21日(木)は、児童生徒の健康観察を主に行う予定です。給食の予定はありません。
3. 入学式の開催日時：令和2年5月22日(金)*給食はありません。
①小学校 10時 ②中学校 14時

※注意事項

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、休校期間が変更になる場合があります。その際は追ってお知らせします。

※臨時休校期間中の過ごし方について

- ・臨時休校の趣旨を児童生徒に理解させ、基本的には外出を避け、自宅で過ごすようにしてください。外出時はマスク着用等、感染防止対策を図るようにしてください。
- ・臨時休校期間中は、計画的に学習に取り組むなど、生活リズムをしっかりと保つようにしてください。

※学校給食費については、通常通り徴収し、年間を通じて授業日数が確定次第精算を行い、差額が発生した場合は改めてお知らせいたしますので、ご理解ご協力よろしく願いいたします。

令和2年4月30日

保護者の皆様

豊見城市立豊崎小学校
校長 平良 淳
(公印省略)

臨時休校の延長に伴う「出校日」と「学校再開日」について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校措置へのご理解ご協力に深く感謝申し上げます。

さて、本校では、県内の緊急事態宣言を受け、学校再開日に向け安全、安心に児童を迎えられますよう職員の勤務体制や業者等の来校等も調整し学校の体制を整えているところです。

豊見城市教育委員会の決定により、市内全小中学校の臨時休校措置の延長に伴う出校日と学校再開日が決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、今後も引き続き感染症拡大防止等の取り組みをよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況により、再び出校日と学校再開日の変更があることも予想されます。その際は、ホームページやメールでお知らせいたします。

記

1. 出校日の日程

児童の様子把握と今後の学習課題の配布のため、3密を避け下の表のとおり日程を調整しました。

■日時 令和2年5月7日(木) ※対象児童 2年生～6年生

	豊崎A B区域	豊崎C D区域
時間	8:15～9:15 一斉下校 9:15	10:15～11:15 一斉下校 11:15
	※8:00以前の登校はお控えください。	※10:00以前の登校はお控えください。

■日時 令和2年5月8日(金) ※対象児童 2年生～6年生

	翁長区域	翁長高層区域・校区外
時間	8:15～9:15 一斉下校 9:15	10:15～11:15 一斉下校 11:15
	※8:00以前の登校はお控えください。	※10:00以前の登校はお控えください。

2. 学校再開日の日程

(1)日時 令和2年5月21日(木)

(2)日程 通常どおりの4校時までの授業(給食なし) ※2年生～6年生

一斉下校 12:30頃

※5月22日(金)は、入学式のみ行い、2年生～6年生は休校となります。

3. 出校日、学校再開日の当日の確認事項

(1)学校での過ごし方

- ①登校後、児童玄関で職員より健康チェック及び海外や県外への渡航の有無の確認後、各教室へ移動する。
(検温及び健康観察シートの確認を行います。発熱がある場合は、保護者にお迎えにきていただきます。)
- ②手洗い、咳エチケット、マスクの着用等について、ご協力をお願いします。

(2)海外、県外への出入りがある児童への対応※転入生の含む。

- ①臨時休校中に海外、県外への渡航歴のある児童本人または、一緒に生活されているご家族や親戚との接触がある際は、沖縄に帰省後(最後の接触後)2週間は家庭で様子を見る期間(自宅安静)をお願いします。
※自宅安静期間は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日(出席停止)」出席停止扱いとします。

- ②登校した児童は、保護者へ連絡後、自宅で安静に過ごすことを促します。
(保護者へお迎えの連絡をします。)

(3)その他

- ①基礎疾患等はない児童で、保護者が学校での感染が心配で学校へ行かす事ができない場合
※出席停止扱いとします。(期間は保護者や社会状況を鑑み対応する。)
- ②当面の間、保護者の判断で、引き続き37.5度以上もしくは咳や鼻水等の風邪の症状がある場合、または、学校での感染が心配で欠席をさせる場合、その期間を(出席停止)として扱い、欠席日数には含みません。出席停止を希望される場合は、事前にまたは、学校再開日8:15までに保護者から学校へ連絡をお願いします。
- ③出校日は、出席すべき日数には含まれません。
- ④児童の感染症等による体調の変化があった場合は、学校へご連絡ください。また、学校から家庭に連絡することがありますので、確実に連絡が取れるよう、事前にご連絡いただいている連絡先等に変更があった場合はお知らせください。
- ⑤今後も新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、こまめな手洗い、うがい、咳エチケットを徹底し、換気の悪い場所や人混みを避けるとともに、不要不急の外出は控えていただきますようお願いいたします。
やむをえず外出する際は、マスク着用の徹底をお願いいたします。
- ⑥出校日、学校再開日の児童の不安への対応について
■出校日、学校再開日後、長期休み明けの登校のため、児童の安全・安心を最優先に全職員体制で共通確認のもと丁寧に取り組んでまいります。
■心身の健康管理にか不安や何か気になることがありましたら、いつでも学校までご連絡をお願いいたします。
- ⑦緊急事態宣言を受け、安全・安心に児童を迎えられますよう学校の体制を整えるため、職員の勤務体制を調整する予定です。